（厚生労働省組織令の一部改正）

第六条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改める。

第百二十八条（見出しを含む。）中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改め、同条第一号中「確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金並びに」を「石炭鉱業年金基金並びに確定拠出年金及び」に改める。

第百二十九条第一号及び附則第八条中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改める。

第二章　経過措置

（個人型年金加入者となることができる企業型年金加入者の資格を取得した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第七条　個人型年金加入者（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条及び第九条において同じ。）であって、その個人型年金（法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。以下この条及び次条において同じ。）に個人別管理資産（法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）があるものが、この政令の施行の日から確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間（以下「経過期間」という。）に新たに企業型年金（法第二条第二項に規定する企業型年金をいい、その企業型年金規約（法第四条第三項に規定する企業型年金規約をいう。）において企業型年金加入者（法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。）が個人型年金加入者となることができることを定めているものに限る。以下同じ。）の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。次条において同じ。）に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、法第八十条第一項第二号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

第八条　個人型年金運用指図者（法第二条第十一項に規定する個人型年金運用指図者をいう。第十条において同じ。）であって、その個人型年金に個人別管理資産があるものが、経過期間に新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、法第八十条第一項第三号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

（個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でもある企業型年金加入者の資格を喪失した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第九条　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金加入者であるときにおいて、厚生労働省令で定めるところにより、当該者が連合会（法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その企業型年金の個人別管理資産（当該個人別管理資産がある場合に限る。次条において同じ。）の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関（法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。次条において同じ。）は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

第十条　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者であるときにおいて、厚生労働省令で定めるところにより、当該者が連合会に対し、その企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第十一条　この章に定めるもののほか、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省令第八十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日

総務大臣　山本　早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び第九条第一項中「当分の間」を「平成二十八年九月三十日までの間」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年九月二十三日

人事院総裁職務代行
人事官　吉田　耕三

人事院規則一七―〇―一二〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部局の項中「審判官」を削り、「検査監理官」を「検査監理官　審判官」に改め、「審査企画官」を削る。

別表総務省の部内部局の項中「参事官　審理官」を「審理官　参事官」に改め、「電気通信利用者情報政策室長」を削り、「電波利用料企画室長」を「電波利用料企画室長　基幹通信室長」に改める。

別表財務省の部内部局の項中「計画官　企画官」を「計画官　経済財政政策調整官　企画官」に、「主計事務管理室長」を「主計事務管理室長　会計監査調整室長」に、「計画官補佐（計画官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を「人事企画室長　総務調整企画室長　人事調整企画室長」に、「人事企画室長」を「計画官補佐（計画官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改め、「人事調整企画室長」を削る。